

平成 28 年 8 月

お客さま各位

〒456-8511 名古屋市熱田区桜田町 19-18  
東邦ガス株式会社  
都市エネルギー営業部  
営業第三グループ  
天然ガス自動車普及推進チーム

「東邦ガス直営天然ガススタンド利用規則」等の一部改定について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、平素は天然ガス自動車をご利用いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、東邦ガス株式会社直営天然ガススタンド利用規則第 7 条（契約解除）、  
および東邦ガス株式会社大型天然ガストラック専用天然ガススタンド利用規則第 10 条（契約解除）につきまして、以下の改定（下線部分）をさせていただきますので、何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

本改定は平成 28 年 9 月 1 日から実施させていただきます。

敬具

記

現行	改定
(契約解除)  お客さまが、以下の各号のいずれかに該当する場合、当社は、催告その他の手続きを要せず直ちに本契約を解除し CNG カードの使用を停止することができるものとします。  <u>① お客さまにご利用料金を支払期限までにお支払いいただけない場合で、当社からの支払督促があった後も 15 日間、当該ご利用料金のお支払をいただけないとき、またはお客さまがご利用料金のお支払いを 3 ヶ月連続して支払期限までにお支払いいただけなかったとき</u>  (以下、変更なし)	(契約解除)  お客さまが、以下の各号のいずれかに該当する場合、当社は、催告その他の手続きを要せず直ちに本契約を解除し CNG カードの使用を停止することができるものとします。  <u>① ご利用料金の支払期限の翌日から起算して 30 日を経過してもなお料金または遅延利息のお支払いがないとき</u> <u>なお、上記事由により CNG カードの使用を停止する場合には、あらかじめその旨を予告いたします。この場合、CNG カードの使用停止を予告する日と、使用停止する日との間に少なくとも 5 日間（休日を含みます。）の日数をおいて予告いたします。</u>  (以下、変更なし)

以上

ご質問等ございます場合は、下記宛お問い合わせさせていただきますようお願いいたします。

【お問合せ先】 都市エネルギー営業部 営業第三グループ 天然ガス自動車普及推進チーム  
TEL : 052-872-9356 〒456-8511 名古屋市熱田区桜田町 19-18